

令和5年白老町議会議会運営委員会会議録

令和5年1月18日（水曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時52分

○会議に付した事件

1. 陳情審査

陳情第1号 白老町議会の自主解散に関する陳情書

○出席委員（6名）

委員長	小西秀延君	副委員長	長谷川かおり君
委員	前田博之君	委員	森哲也君
委員	吉谷一孝君	委員	及川保君
副議長	氏家裕治君	議長	松田謙吾君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

参 考 人	山丸和幸君
参 考 人	鈴木靖男君
総務課長	高尾利弘君
総務課主幹	森誠一君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主 査	八木橋直紀君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 本日の委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。
本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 本日は、1月16日に開催しました定例会1月会議におきまして議会運営委員会に審査を付託されました、陳情第1号 白老町議会の自主解散に関する陳情書の審査を行うこととしております。

陳情書の提出者を参考人として呼びしておりますので、最初に陳情者からの陳情の願意、趣旨をお聞きし、その後に陳情に係る担当課である総務課から説明を聞いた上で委員会の考えをまとめていくこととなります。

本日の委員会につきましては、1日間の開催を予定しておりますのでご審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○委員長（小西秀延君） 陳情第1号 白老町議会の自主解散に関する陳情書を議題に供しま
す。

これより審査に入ります。

陳情書を事務局に朗読させます。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 陳情第1号 白老町議会の自主解散に関する陳情書。

1、要旨 町議会議員の選挙は、任期満了となる本年10月に行われますが、このたび現職町
長が1月に辞職され、公職選挙法に基づき3月には町長選挙が行われます。このことから、町
民が2度にわたり投票に出向くことの負担や投開票事務に要する経費等を鑑み、白老町議会に
おかれましては、町長選挙と同日に行うため、地方公共団体の議会の解散に関する特例法に基
づき自主解散するよう陳情いたします。

2、理由 町長は3月に選挙、一方で町議会議員の選挙は任期満了を迎える10月であり、町
長選挙と異なる日程で選挙が行われるため、この後の改選期も別日程が続くこととなります。
そのため、多くの町民の意見としては、投票者の負担軽減を求めることや町民の税金で賄う選
挙事務等を節約すべきとの声が寄せられ、高齢者にも考慮し、できることなら町長選挙・町議
会議員選挙を同日に行うよう、私たちとしてもその意見を反映すべきと考え、陳情書の提出に
至ったものであります。

町民の代表である町議会議員の皆様におかれましては、この町民の声を真摯に受け止めてい
ただき、然るべき措置を講じていただくよう強く望むものであります。

以上、白老町議会会議規則第77条の規定により陳情いたします。

令和5年1月10日。

陳情者4名は記載のとおりであります。

○委員長（小西秀延君） 次に、陳情審査のため参考人として山丸和幸氏と鈴木靖男氏を招聘しております。

参考人の入室をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○委員長（小西秀延君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

参考人である山丸和幸様と鈴木靖男様におかれましては、本日は大変お忙しい中、本委員会の陳情審査に当たり、参考人として快くお受けいただき誠にありがとうございます。早速ですが、陳情提出者である両氏より陳情を提出された願意についてお聞きしたいと思います。

山丸和幸様どうぞお願いいたします。

○参考人（山丸和幸君） 皆さんおはようございます。今日はお忙しい中、我々の陳情書に関してこのような場を設けていただき心から感謝申し上げます。

今回の陳情書の中身についてはご一読いただいていると思いますので、陳情書の説明については省かせていただきます。自分の言葉で今回こういう経緯に至った部分をお話しさせていただければありがたいと思っています。

はじめに、皆様にお詫びするのは、今回、議会の皆さんの責任あるいは議会の不祥事があって我々が陳情書を提出したわけではないということをご理解いただきたいと思います。しかしながら、今回町長が辞めたということで選挙が春と秋に2回あるということ考えた時に、私自身誕生日を迎えると75歳の後期高齢者になります。今まで何十回という選挙を一回も欠席したことはないのですけれども、年齢を重ねるたびにだんだん煩わしさというものが出てきます。今回の選挙からは、町民が参加しやすいようにかかる経費が公費で賄われるという話を聞きました。それを聞いて、2回の選挙となった場合はどうなるのだと聞いたら、大体4,000万円近くかかると。昨日の新聞にも町長選挙で補正予算1,420数万円と掲載されていましたが、こういうことを考えた時に、議員の皆さんには大変申し訳ないのですけれども、そういう選挙に行く負担、あるいは経費の節約を考えた場合に、2回やらなければいけない選挙をぜひ1回にさせていただければ我々町民としては非常にありがたいなど。多くの町民の方々、幅広くアンケートをとったわけではありませんが、私が聞いた範囲の中では、大体声を掛けた人たちは、出来れば2回を1回にさせていただきたいという声が間違いなく多くあります。アイヌ協会の方でも話を聞くと2回を1回にしてもらえれば非常にありがたいと。ぜひこの陳情書の願意を酌んでいただきまして、議員の皆さんにしっかり議会で議論していただきながら、賛成反対いろいろあろうかと思っています。しっかりとした結論を出して、我々町民にわかるような形で賛否をとっていただきたいなどと思います。

以上、これから皆様のご質問にお答えしたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 山丸和幸様ありがとうございます。

鈴木靖男様、補足等何かありますでしょうか。

○参考人（鈴木靖男君） 今山丸さんがおっしゃったとおりなのですが、今まで戸田町長が11年務められたということは、2回は統一地方選挙以外ということですよ。その間も町費で賄われているはずなので、議員さんも既に十分ご存じだと思うのです。そういうことが今回、山丸さんが言ったように今までは町長選挙と町議会議員選挙は一緒でしたけれどもいろいろな経緯で今回は2回になるということになると、それだけの経費が加算されるということで、こういう陳情を提出したわけです。その辺のことを十分、議員の皆さんにお考えいただいて、私どもの希望に沿うような回答をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 鈴木靖男様ありがとうございます。

それでは、これより委員の皆様から陳情書の願意に対して質疑をお受けいたします。趣旨、理由、それに補足する説明もございましたが、すべて含めて質疑があります方はどうぞ。

内容の理解についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑はないようですので、参考人の皆様ありがとうございます。

山丸和幸様どうぞ。

○参考人（山丸和幸君） 最終的な結論は議会の皆さんがお出しになるとことと思います。我々はあくまでも負担軽減ということをお願いすると同時に、松田議長に強くお願いしたいことは、松田議長は昭和54年から白老町の議員になられまして、先ほどお聞きしたら44年間の議員生活を送られているというお話でした。ぜひここは議長の強いリーダーシップ、あるいはこの白老を人一倍愛する松田議長ですから、賢明なご判断をいただけるものと。また、できれば議会満場一致で我々の陳情書に賛成していただきたい。先ほども言いましたとおりしっかり議会の中で議論していただいて結論をお出しいただきたい。どうぞよろしく願い申し上げます。

○委員長（小西秀延君） ありがとうございます。それでは、ご退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時23分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

本陳情書に係る選挙管理委員会の担当である総務課の職員に説明員としてお越しいただきました。高尾総務課長と森総務課主幹でございます。よろしく願いいたします。

本陳情に係り、本日は資料を配付しております。その資料の説明を求めます。

森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） 資料に基づきまして説明いたします。資料1、選挙経費の比較でございます。分離選挙と同時選挙という記載をしてございます。まず、分離選挙の場合の町長選挙でございます。こちらは1月会議に補正予算を提出させていただき、ご承認をいただい

ている部分でございますが、町長選挙の経費として1,487万2,000円計上済みでございます。

続いて、町議会議員選挙につきましては、令和5年10月に執行予定で令和5年度当初予算にこれから計上する予定でございます。総額2,529万2,000円を計上する予定でございます。町長選挙と町議会議員選挙が分離選挙の場合に4,016万4,000円の予算がかかる試算でございます。続きまして、町長選挙と町議会議員選挙を同時に開催した場合でございますが、この場合は総額2,819万4,000円の試算となっております。比較しますと、町長・町議会議員選挙が同時の場合は1,197万円の経費が軽減できるという計算でございます。

ちなみに、今回の選挙から選挙経費の公費負担制度が適用されますので、前回、令和元年の町長・町議会議員選挙の予算が1,277万1,000円ございました。そこに今回、こちらの資料に掲載されております18負担金、補助及び交付金が新たに計上され、前回の選挙と比較すると約1,448万9,000円増加するものでございます。選挙経費の比較については以上でございます。

資料2、投票率の比較について説明いたします。昭和50年4月27日の町長・町議会議員選挙からのデータを記載してございます。全部で13回選挙がございまして、町長・町議会議員選挙が同時に執行された場合の平均投票率は87.3%となっております。町長選挙が無投票で町議会議員選挙のみとなった場合の平均投票率は68.1%。19.2%投票率が下がる結果となっております。平成7年以降の選挙で見ますと、同時選挙の場合は81.96%、町議会議員選挙のみの場合には61.46%。過去30年を見ましても約20%投票率が下がる結果が出ております。

○委員長（小西秀延君） 説明が終わりました。

次に、担当課に対する質疑をお受けいたします。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑がないようですので、担当課の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本陳情に対する討議を行います。

討議については、委員会条例第13条の規定により自由討議で行います。

陳情第1号 白老町議会の自主解散に関する陳情書について、ご意見をお持ちの方は挙手のうえどうぞ。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川かおり君） 私は、この陳情書に対しまして、高齢者も多くなっている中で、お体に対しての負担軽減、今ご説明にありましたように公費も負担軽減できるということで、町民の方からも多く私も声を聞いております。そのような中でこの陳情書は町民の意見として受け止めるべきだと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見をお持ちの方いらっしゃいますか。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 私も、この陳情書の願意については理解するところであります。

そして、私も議員に当選してから、統一地方選挙に合わせることができないのかと、たびたび町民の方から尋ねられることがありました。条件として大変難しいと説明させていただきましたが、今回このように町長選挙が行われるこのタイミングで、議会として考えることはできないか、今回の陳情のほかにも私自身受けているところであります。

選挙の経費の件につきましても、今回資料でいただきましたように同時と分離であれば、1,200万円程度差が出ることと、投票率に関しても平均でも20%近くの差が出ることを考えれば、この陳情は十分理解でき、採択すべきものと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見お持ちの方どうぞ。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今願意を聞いたので、会派に持ち帰って検討してから議論すべきではないかと思うのですが。それから、個々の委員の意見も出ると思うのですが、取扱い、進め方を整理してほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） 今日、せっかくお集りいただいております、議会運営委員会に付託されておりますので、1回皆様のご意見を聴取し、今日はそこまでに留め、重要案件ですので会派に持ち帰っていただいて改めて時間をつくる予定をしておりますが、それをご理解の上ご意見をいただければと思います。

前田委員。

○委員（前田博之君） 進め方ですが、16日に話したときに陳情を先に整理すると言われていました。そして決議書が出ていました。特例法の解釈も議員同士でいろいろ議論しなければいけないし、進め方によっては私たちの質問の仕方が変わってくるのです。その辺を整理してもらわなければ、ここでいろいろ議論しても決議案が出たときに重複したり、いろいろと混乱したりしますので、どのような整理をするのか。今委員長が言われたように納めて、会派の意見を聞いた中で、それぞれの委員の意見は会派の考えによってどのようになるのか分からないけれど、議案として上がる前に整理、議論、一致を見るためにどのようにするのか。本会議で採決してしまうと手順が違ってくるので、その辺を整理してほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） 考え方といたしましては先般も若干触れましたが、発議されているものと今回の陳情は内容的には類似するものだと理解しております。ただ、本会議から当委員会に付託されている陳情でございます。この陳情は通常通り委員会の中で採択するのか、不採択とするのかということは、次回も議論したいと考えております。

発議は、提出者と賛同者がありますので、本会議で議論される形になろうかと思います。その進め方は各々それぞれ違うことになりましたが、陳情書は、発議の採択の前になされるべきと考えております。発議は、本会議で議論と申し述べましたが、先般の議会運営委員会に提出しております。その兼ね合いで陳情審査も進めていきますが、会派のご意見もそこでいただきますので、両方とも会派でご意見を調整していただきまして、議会運営委員会で発議のほうもご

意見を頂戴したいと考えております。

前田委員。

○委員（前田博之君） 重要な案件なので、手続きに瑕疵があっては困るので確認しているだけの話です。委員長、今回この前議会運営委員会に上がった決議案と陳情は会派に持ち帰って議論をするのですが、同時に議論するという言い方ですか。

先般、先に陳情を上げてしまってから決議案に入るといった言い方をされました。同時に議論するというのでいいのですか。

○委員長（小西秀延君） 先般の説明では、本会議では先に陳情の採否があるべきではないかということで、そのような進め方をさせていただきます。議会運営委員会の中では、当然、通常の陳情審査と同じ形で議会運営委員会の中で進めさせていただきます。

集まる機会は同じですので、陳情審査の後に発議に対してのご意見があれば、時間をずらして別々に議会運営委員会の中で並行して進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

前田委員。

○委員（前田博之君） 私もよく分からないのですが、決議との兼ね合いで、先に陳情審査を行い、結果は別にして、後先にやってみなし採決がありますが、これはどのようになるのですか。きちんと整理して進めなければ、そのときになって行ったり来たりしては困るのです。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 先ほど委員長がおっしゃったとおり、委員会条例の第13条に基づき自由討議という形式で議論を行い、今後会派に持ち帰っていただいた中で、そのような議論が重なるというふうには事務局としても想定しているのですが、手続きの話をする場合、今回のケースが初めての試みですので、自由討議の方向性いかんでは決議案の取扱いも含めてどのような形で持っていくべきか、ここではきっちりとしたお答えはできないのかと思っています。先般も再三申したとおり、陳情の願意も今日お聞きしたとおり、特例法に基づいた陳情でございますし、決議案も同様の趣旨ですので、議論の焦点が同じようなところになってきます。あとは陳情書の取扱いと決議案の取扱いについて、それぞれ提出者が2人いますので、議会運営委員会の中できっちり議論していただいて、答えはこの場で出せませんが、手続きはしっかり事務局で進めさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今日は、会派に持ち帰って議論をするということでいいのですね。あと事務局長が言われたものは整理してくれるということですね。

○委員長（小西秀延君） どちらにしても、本会議にどちらも提出する形になろうかと思っておりますので、それを皆さんと議会運営委員会の中でご相談をさせていただきながらと考えております。よろしくお願いいたします。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 確認ですが、今回の陳情審査におきまして、まだ議論は続くので仮に

この陳情書が採択されるとします。願意は同日で選挙をしてほしいという願意なので、これは採択となると、自主的に議員が辞任をして選挙に向かうという拘束になるのか。それがなければ、発議をした場合は議員の責任として自主的に辞任しなければいけないことになるのか。その辺の確認をさせていただきたいのですが、どのような形になるのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 今後の協議いかんで先のことはお答えしかねると申したのですが、吉谷委員からの、仮に9日で陳情書が採択すべきものとされた場合ということにお答えすると、手続きとしましては、当然決議案自体も同様の方向になりますので、陳情書は先ほど前田委員が言われたようにみなし採択となり、陳情書の本会議での採択を省略し、決議案一つで本会議に諮って採決を取る。5分の4という形になりますが、そのような流れになることもあります。ただ、これは事務局の想定であって、議論の過程の中で変わるかもしれません。当然通常でいけば陳情書を採択して、決議案も採択することも手続きとしてはセオリーなのですが、決議案が採択される前提でいけば、陳情書はそこで止めて決議案で陳情者の希望は叶う形になります。

あと辞職ということが吉谷委員から出ましたが、特例法に基づかない方法で全員辞職して選挙管理委員会に通知して40日以内に選挙を行うということは、特例法に基づかない方法の選択肢であり、一般的には過去の平成27年あたりに他の町でやられたケースは、この特例法を使った方法として確認しており、事例としてなくはないのですがあまり例のない形だと事務局としては押さえております。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今言われたのは、陳情が採択されたら解散の拘束がされるかという意味ではないのですか。それはきちんと言わなければだめです。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） あくまで陳情はそうなりますからそこでなるのですが、決議案自体は拘束されません。当然、決議案は本会議で採択して、5分の4のハードルの中で採決を取りますので、陳情書が採択されれば決議案が採択されないということはあまり例のないケースですが、拘束は当然されるものではありません。

最初に戻りますが、この議会運営委員会の中できちんと議論が必要だと事務局としては押さえていますのでご理解いただければと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見、聞いておきたいこと等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、会派に陳情の件もお持ち帰りいただくということで、また次回に協議を残したいと思います。

次の日程を1月20日か23日頃を予定したいと思いますが、会派会議を開く都合等がございますでしょうか、皆さんからご意見をいただきます。日数を明けたほうがよろしいですか。

20日、予定が厳しい方はいらっしゃいますか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次回の開催日は、1月25日水曜日、午前10時からとしたいと思いますよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、そのように進めさせていただきます。

氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） タイムスケジュール的な部分でお聞きしたいのですが、今、前田委員等々からいろいろな意見がありまして、私たちも会派に持ち帰って協議することになります。約1週間空けることになります。仮にもし、町長選挙と同時にとなると残すところ1か月しかないわけです。そうなったときに、案件が案件なだけにこの1週間開けることによって、その先が読めない状況になっても困ると思いますから、せめて25日の議会運営委員会の中では、しっかりした議論ができるよう会派で話し合いをしていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ただいま副議長から日程に関するご意見をいただきました。副議長が言われるとおり、この陳情の願意の中でも、町長選挙と同時に選挙ができるようにと一文が入っておりますので、きちんと結果を出せるような形にしなければならないと考えておりますので、時間のない中ではありますが皆さんのご協力をお願いします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって、閉会することに決定いたしました。

次回は、1月25日水曜日、午前10時からとなりますので、各委員におかれましては出席方よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

（午前10時52分）